

## 雇用保険とは

- ・会社が雇用保険に加入してくれない。

### ◆ 基本のきほん

憲法(「日本国憲法」)第25条でいう「健康で文化的な最低限度の生活」(生存権)を実現し、国民の生活の安定をはかる目的で、広義の社会保険(労災保険・雇用保険・医療保険・介護保険・年金保険)・公的扶助・社会福祉等の様々な制度(社会保障制度)が設けられています。このうち労災保険・雇用保険を**労働保険**と呼びます。労働保険のうち、広く**雇用の安定**を目的としたものが、**雇用保険**です。

#### ◎雇用保険とは

雇用保険は、労働者が**失業**した場合、労働者に**雇用の継続が困難な事由**が生じた場合、労働者が自ら職業に関する**教育訓練**を受けた場合及び労働者が**子を養育するための休業**をした場合に、生活・雇用の安定や就職の促進のため、**失業等給付**や**育児休業給付**を支給し、労働者の職業の安定に資するための**雇用保険二事業**(\*裏面参照)を行う、雇用に関する総合的機能を有する公的保険制度です。

#### ●失業とは

雇用保険の被保険者が**離職**(事業主との雇用関係が終了すること)し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることです。

### ◆ 誰が加入するのか(被保険者)

**適用事業主に雇用されている労働者**は、原則として被保険者となります。2以上の事業主に雇用される人は、**マルチ高年齢被保険者**(\*右欄「マルチジョブホルダー制度」の項参照)を除き、主たる賃金を受ける事業所で被保険者になります。ただし、以下の労働者は加入できません。

#### ◎適用事業とは

労働者を一人でも雇用する事業は、その業種や事業規模にかかわらず、すべて適用事業です。ただし、農林水産の事業のうち一部の事業は当分の間、**任意適用事業(暫定任意適用事業)**とされています。

#### ●暫定任意適用事業

個人経営の農林水産業(農業用水供給事業、もやし製造業を除く。)で、雇用している労働者が常時5人未満の事業です。過半数労働者の希望で事業主が労働局長に加入申請を行い、認定後全労働者が被保険者になります。

#### ◎加入できない労働者(適用除外)

- ①一週間の**所定労働時間が20時間未満**である者  
マルチ高年齢被保険者、日雇労働被保険者を除きます。
- ②**31日以上**の継続雇用が見込まれない者
- ③**4か月以内**の期間を定め**季節的に雇用**される者
- ④週**の所定労働時間が30時間未満**の**季節的に雇用**される者

②～④は、日雇労働被保険者を除きます。

#### ⑤学生又は生徒

休学中の者・通信制や定時制課程の者を除きます。

#### ⑥船員で、特定漁船以外の漁船に乗り組むために雇用される者

1年を通じて雇用される場合は除きます。

#### ⑦公務員等のうち、退職手当等が失業給付を超える者

なお、法人の役員等、生保等の外交員、家事使用人、個人事業主と同居の親族、国外就労者、外国公務員等も、原則として被保険者となれません。

#### ◎被保険者の種類

##### ①一般被保険者

(②③④以外の被保険者)

##### ②高年齢被保険者

65歳以上の被保険者で、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く者です。令和4年1月1日からは、**マルチジョブホルダー制度**が設けられました。

##### ●マルチジョブホルダー制度

複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者で、2つの事業所の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が**20時間以上**(1つの事業所では5時間以上20時間未満)で、2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが**31日以上**である場合に、本人から居住地を管轄するハローワークに申出を行うことで、特例的に被保険者(マルチ高年齢被保険者)となることができる制度です。

##### ③短期雇用特例被保険者

季節的に雇用される者(4か月以内の期間を定めて雇用される者及び1週間の所定労働時間が30時間未満である者を除く、季節的業務に期間を定めて雇用される者又は季節的に入・離職する者)です。

##### ④日雇労働被保険者

特定(適用区域内に居住し適用事業に雇用される者、適用区域外に居住し適用区域内の適用事業に雇用される者、公共職業安定所に認可された者など)の日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者です。住所地所管のハローワークから**日雇労働被保険者手帳**が交付されます。

### ◆ 誰が運営しているのか(保険者)

保険料を徴収したり、保険給付を行う主体を保険者といいます。**政府**(厚生労働省)が管掌し、その事務の多くを**ハローワーク**(公共職業安定所)が行います。事業主は、適用事業所設置(廃止)届や被保険者資格取得(喪失)届等の提出を事業所所管のハローワークに行い、失業者等は、住所地所管のハローワークで多くの手続きを行います。

## ◆ 何を払っているのか(保険料)

保険料(毎月の給料総支給額(通勤交通費含む)及び賞与の総支給額に所定の保険料率を乗じた額)は、失業等給付・育児休業給付金を労働者・事業主折半(雇用保険二事業分は事業主のみ)で、負担します。給料等への掛け率を「保険料率」といい、労働者負担率は原則0.6%ですが、事業の種類や雇用保険財政の状況によって変動します。現在の保険料率はハローワークや厚生労働省のホームページ(\*)等で確認してください。保険料は、給料・賞与から控除(天引き)されます。

\* <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

## ◆ 何が貰えるのか(保険給付)

### ◎失業等給付

勤めていた会社を解雇された、会社が倒産したり人員整理が行なわれたために辞めざるをえなかった、等の場合に**求職者給付**等が支給されます。

#### ●求職者給付

失業者が安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるように求職活動を支援するための給付です。一般被保険者を対象とする**基本手当・技能習得手当・寄宿手当・傷病手当**、高年齢被保険者を対象とする**高年齢求職者給付金**、短期雇用特例被保険者を対象とする**特例一時金**、日雇労働被保険者を対象とする**日雇労働求職者給付金**があります。

#### ●就職促進給付

失業者が再就職するのを援助、促進することを目的とする給付です。**就業促進手当**(就業手当・再就職手当・常用就職支度手当)、**移転費**、**求職活動支援費**があります。

#### ●雇用継続給付

雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、一般被保険者・高年齢被保険者に対して支給される給付です。**高年齢雇用継続給付**(高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金)、**介護休業給付**があります。

#### ●教育訓練給付

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を目的として支給される給付です。**教育訓練給付金**、**教育訓練支援給付金**があります。

## ▶ ワンポイントチェック

会社が雇用保険に加入してくれない

労働者の方自ら、ハローワークに対し、雇用保険の加入が必要であるか否かの確認を請求することができます。加入すべき方であったことが確認された場合には、(時効の関係で2年まで)遡って加入できることとなっています。保険料は、労使双方とも遡って負担しなければなりません。なお、給与明細などで保険料が給与から天引きされていたことが明らかである場合は、2年を超えて遡って雇用保険の加入手続きができるようになっています。

### ◎育児休業給付

子を養育するために休業した労働者の生活及び雇用の安定を図るために支給される給付です。

#### ●育児休業給付金・出生時育児休業給付金

一般被保険者又は高年齢被保険者が、育児休業や出生時育児休業(産後パパ育休)を取得し、一定の要件を満たすと、育児休業給付金・出生時育児休業給付金の支給を受けられます。手続等は、事業主を通じて事業所の所在地を所管するハローワークで行います。

## ◆ 雇用保険二事業

失業の予防や再就職を促進し、失業等給付の抑制を図るものとして実施される国又は独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構が行う事業です。

### ◎雇用安定事業

景気の変動等によって事業主が事業の縮小・転換等を余儀なくされた場合に、労働者の解雇を防止し労働者に休業・教育訓練・出向等を行う事業主に対して必要な助成・援助を行う事業です。**雇用調整助成金**(失業予防に努める事業主を支援)・**特定求職者雇用開発助成金**(就職困難者の雇入れを支援)・**労働移動支援助成金**(離職を余儀なくされる労働者の再就職に努める事業主を支援)等があります。

### ◎能力開発事業

労働者の能力を開発・向上させることを促進するために行われる事業です。人材開発支援助成金(事業主が行う教育訓練への支援)や**職業能力開発施設**(職業能力開発校、職業能力開発促進センター等)の設置・運営などの事業があります。

## ◆ 確かめましょう

### □あなたは雇用保険の被保険者ですか

雇用保険に加入している場合には、事業主から「**雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)**」「**雇用保険被保険者証**」が交付されることとなっています。交付されていない場合には、事業主に確認してください。

## ◆ こんな対処法があります！

### ◎自分が各種給付を受けられるかよくわからない

失業等給付・育児休業給付の給付条件や手続は複雑です。まずは、最寄りのハローワークに相談してみましよう。